

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第34回



株式会社 飯島綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 株券不発行制度への準備について教えてください。

A

2005年度の税制改正で、2009年6月までに全ての株券を電子化することが決定しています。別の言い方をすれば、株券不発行制度（株券ペーパーレス化）

が2009年6月までにスタートすることが決まっているということになります。問題はいわゆる「タンス株」の扱いです。

タンス株とは、証券会社に預けるのではなく家などで個人が保管している株券のことで、正確には分かりませんが、2004年12月末、およそ30兆円あると言われていました。証券会社にとっては大変なマーケットであり、その行方の如何によっては日本経済全体に大きな影響を及ぼすほどの巨額な数字となるでしょう。現在、どの程度移管されたかは定かではありません。

同制度が開始されると、すべての上場企業の株券は強制的に廃止され、証券会社の「証券口座」ですべて管理されることになります。逆に言えば、持っていれば価値のあった株券が、タンスに仕舞い込んでいると、すべて無効になってしまうと言っても過言ではありません。

既に多くのタンス株保有者が「証券口座」の一つである「特定口座」に手元のタンス株を入

庫していると思われていますが、まだ保有している場合は、同制度開始の15日前までにタンス株を「証券口座」に入庫したうえ、株式会社証券保管振替機構（通称ほふり）の利用を申し込む必要があります。

問題は、同制度開始の15日前までにタンス株を「証券口座」に入庫しなかった場合どうなるかでしょう。その場合、そのタンス株については株券の名義人の名前で「特別口座」が自動的に開設され、所有者が別途「証券口座」を開設して「特別口座」の株を移動するまで株式取引ができなくなります。問題はそれだけではありません。

「特別口座」は株券の名義人（株主名簿上の名義人）名で開設されています。つまり、その株券の前所有者が株券の名義換えを行っていない場合、口座の名義人は前所有者になってしまいます。そうなると、「特別口座」の株を移動するのにわざわざ前所有者の手を煩わすことになるし、悪意があれば前所有者はその株式を他人に売却することも可能ということにもなります。

こうしたトラブルを避けるためにも、早めにタンス株の名義人確認や「特定口座」へのタンス株入庫などをしておいた方が良いでしょう。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

IKG 株式会社 飯島 綜研

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>